

給うたが、實際に神輿入浴の事はなかつた。因つて十五日内裏に還御し給ひ、十六日院宣を復天台座主に下して國司を罰すべきことを約せられ、二十日師高を尾張國に流された。この年藤原成親等の鹿谷に會して平氏の覆滅を謀るや、西光亦之に與つたから、西光も尾張に在つた師高も共に誅せられた。平家物語によれば、師經も亦同時に劊ねられたとある。

(六)その後の神輿動座—白山神輿の動座若しくは神輿進發のことは、その後といへども屢見える。後堀河天皇嘉祿二年、豐田光成入道の三男大夫法橋成輝を以て、本宮御供田の地頭に補せられた。是に於いて本宮の社官等は、此の地が寄進せられてより九十年許、常に社家に屬し、未だ曾て社僧の領となつたことのない所以を延曆寺に訴へたが、その裁許を得ること能はなかつた。因りて九月七日社官等は白山の神輿を頂戴し、進みて越前の敦賀に入つた。これは台嶺に迫つてその訴意を貫徹せんとしたのである。坊官等大に驚き追隨して之に及び、宮丸保を社家に交付せんことを約して歸還せしめ、十月廿六日神輿本宮に入り、理不盡に神輿を振り奉つた故を以て宮保の神主氏盛は爲に誣を得て關官せられた。又四條天皇天福二年、宮積保の禪院堅者、故なくして本宮の神講田を没倒した。衆徒等乃ち之を山門に訴へ、次いでかの田の作毛を收納すべき下知を得たので、屢使を遣はして之を迫つたが、禪院堅者怒りて神輿を毀損し、使者を毆打傷害した。是に於いて衆徒は八月廿九日彼の政所を襲撃し、先の加害者八人を捕へて歸つた。又嘉祿元年十一月國司平經高

は、白山遺誓の料米として、一國平均に段別五升を課したので、諸庄園は皆盡く之に従つたが、たゞ大野庄の地頭代生西・同代官行西、預所支基・公文成圓等は之を峻拒した。是を以てその罪を問はんが爲、翌二年三月二日白山三社の神輿は進發し、大野庄なる佐那武の神輿も之に隨從した。衆徒等その地に至つて、本宮及び金劍宮の神輿を成圓の政所に掘え、岩本の神輿を行西の家に安置し、悉く彼の鑿を逐うたが、已にしてその徒の尙庄内に潛匿するものがあると聞き、三月十九日諸社の神輿を發して、その宿所を切拂うた。又後深草天皇建長六年衆徒等、國司源通成に對して不滿の念を抱き、正月八日本宮の神輿を進發せしめ、次日之を國衛に振入れ、十日金劍宮の神輿亦發し、十一日岩本の神輿も之に隨つたが、その結局は明らかでない。又花園天皇延慶二年七月延曆寺騷して、白山衆徒の大兵を率ゐ、武器を調へ、夜を日に繼いで上落せんことを要求した。これより先、朝廷東寺の故僧正益信に本覺大師の號を授けられたので、延曆寺は之を以て山門を侮辱した措置であると、屢日吉の神輿を下山せしめて洛中を騷擾せしめたが、こゝに至つて白山衆徒の協力を得んと欲したのである。かくて山門はその目的を達し、翌年十一月益信の大師號を停止せられたが、白山の神輿が入浴したか否かは、之を記録に徴することを得ぬ。又後醍醐天皇元亨二年石川郡河内庄の地頭代等、舊規に背いて別宮の院中に課役を命じた。院中の輩その先例に違ふを以て之に従はず、却つて地頭代を辱罵せんと欲し、五月三日神輿を頂戴して、之を中宮八院の一なる昌隆寺に奉

じ、更に七社の來援を求める爲、六日腰狀を本宮及び金劍宮に送つたが、兩宮はこれに應じなかつた。後村上天皇正平七年四月四日、是より先石川郡上林の地頭大桑禪門玄猷、本宮祭禮の供物を上らなかつたので、この日祭禮の終つた後神人等神輿を擡げて地頭の館に振入れた。玄猷の徒乃ち防いで神人を毆打殺傷したので、衆徒はそれを聞いて憤怒し、本宮・三宮・八幡三社の神輿を頂戴し、軍兵を率ゐて上林に入り、火を放つて之を攻めた。玄猷の徒衆穿敵する能はず、神威亦犯すべからざるを以て、敢へて出で、戦はうとする者なかつたから、衆徒等本宮の神輿を振棄て、歸山した。後玄猷は罪を謝し、神人を殺傷したる附近の地八町を削して之を社領に寄進した。因つて神輿は七日本宮に還つたが、神人社僧堵を作りて之を迎へ、白山の神威今尙赫奕たるものあるを謳歌した。しかし文明以後に至つては、一向宗門徒の勢力増長につれ、もはや白山衆徒の活躍を見ることができぬ。

シラヤノミヤシヨウゴウジウキロク
白山宮莊嚴講中記録 (一)概説—白山比咩神社所藏の國寶に白山宮莊嚴講中記録がある。大正五年五月國寶に指定せられてゐる。書中土御門天皇承元三年より後奈良天皇弘治二年に至る間の重大事件を載せてあるから、此の期間に於ける白山本宮の事情を知るに必要闕くべからざるものである。全冊凡べて四十六葉、その中墨付四十二葉で、冊子の大きさは三〇糎三・横二四糎八五を測る。題して白山宮莊嚴講中記録といふは、白山寺莊嚴講一名莊嚴勸學講所屬の衆徒が執筆したからである。

(二)用紙—本書四十六葉の用紙は、凡べて白山寺莊嚴講廻狀の裏返しにしたもので、本書の世に貴重せられる一理由もこゝに存する。今此等廻狀の日附を見るに康永三年・四年、貞和三年・四年・五年、觀應三年、文和元年・二年・三年の間に互り、唯一紙のみ宮方の年號たる正平七年閏二月廿四日と記したものがあつた。案するに、正平六年七月以降足利尊氏は弟直義と隙あり、十一月伴つて降を後村上天皇に請ひ、四月九日初めてその教書に正平の年號を用ひたが、翌七年また叛し、八月十七日に後光嚴院を擁立して、九月廿七日より文和の號を用ひた。今之を莊嚴講の廻狀によつて見るに、正平六年は武家方に於いて觀應二年及び正平六年であるが、白山衆徒は全年を觀應二年としてゐる。又正平七年は武家方で九月廿六日までが正平七年、翌廿七日より文和元年であるが、白山衆徒は正月を觀應三年とし、二月の廻狀は存しないからわからぬが、閏二月は正平七年に、三月以降再び觀應三年とし、十一月文和と改めてゐる。蓋し此の年閏二月十九日天皇和を容れて男山に還幸し給ひ、皇威一時北陸にも及んだが、廿三日公武復反目し、義詮は同日より、尊氏は三月某日より、舊の如く觀應三年としたから、白山衆徒もこの大勢に隨うたのであらう。而して文和が九月廿七日に初つたに拘らず、白山衆徒は十月廿四日も尙觀應三年とし、十一月廿四日の文書に文和を冠したのは、獨中央の事情が僻陬に及ぶことの遅かつたのみにあらず、尊氏自身すら、十月・十一月の文書に觀應三年と書いた例があるから、世情の混沌さが思ひやられる。